

世羅町高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

概要版



人と人がつながりあい、生きがいをもって、
安心して暮らせるまち世羅

令和6(2024)年3月

世羅町

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は平成12(2000)年にスタートし、令和5(2023)年度には8期24年が経過します。

本町の総人口、高齢者人口はともに減少傾向にある一方、今後も高齢化率は上昇していくと見込まれます。また、今後は高齢者人口の減少に伴い要介護(要支援)認定者数は減少し、40~64歳人口も急激に減少すると見込まれることから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者等が抱える複雑化・多様化する生活課題への対応が課題となります。

この度、第8期計画の取組を継承しながら、本町がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取組むべき施策を明らかにすることを目的に、「世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「第9期計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する市町村介護保険事業計画を合わせ、一体的に策定しました。
- 上位計画である「世羅町第2次長期総合計画」をはじめ、本町のその他の関連保健・福祉計画及び、国や広島県の関連計画、指針等との整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。
- 団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、地域の介護、福祉の需要等を踏まえて計画を策定しました。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	~	令和22 (2040) 年度
第8期計画			第9期計画			第10期計画			~	

令和7(2025)年を見据える

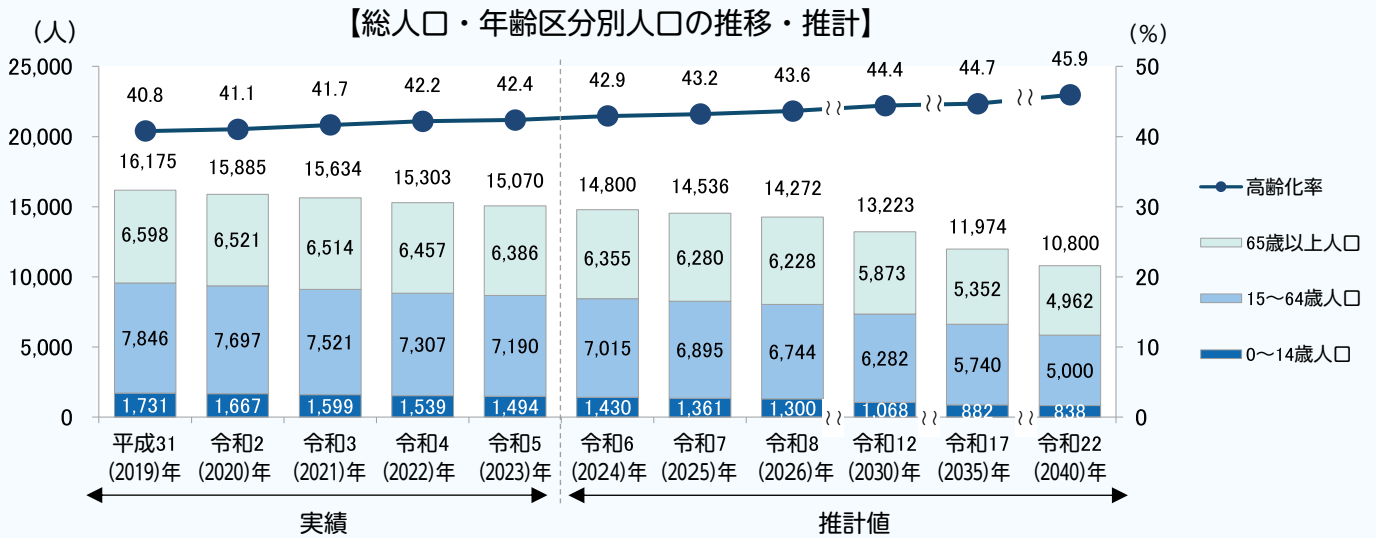
令和22(2040)年を見据える



世羅町の高齢者を取り巻く状況と将来推計

1 人口の推移と推計

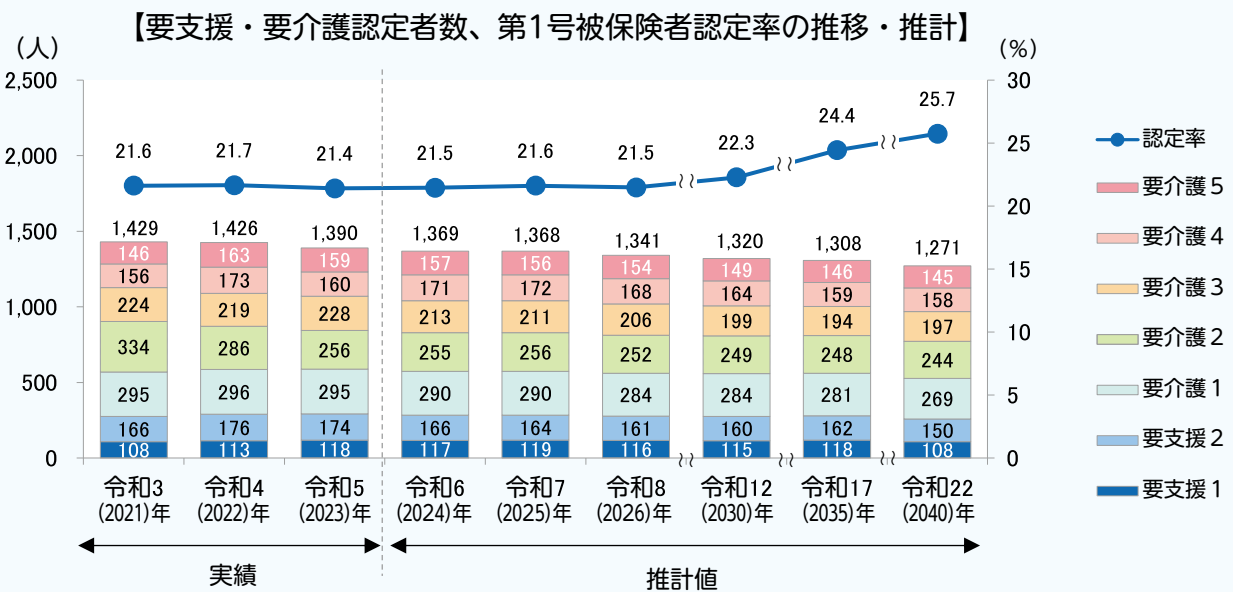
本町の住民基本台帳(各年3月末現在)による総人口は減少傾向にあります。65歳以上人口の減少割合が、他の年齢階層に比べて緩やかなため、人口に対する高齢化率は上昇し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に45.9%となることを見込まれます。



資料：平成31年～令和5年は住民基本台帳人口(各年3月末現在)・令和6年以降は住民基本台帳人口を基としたコホート要因法による推計値

2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、減少すると見込まれます。



資料：令和3・4年厚生労働省介護保険事業状況報告(年報・各年3月末現在)・令和5年厚生労働省介護保険事業状況報告(月報・3月末現在)・令和6年以降は推計人口及び令和5年9月末の認定率により推計した値

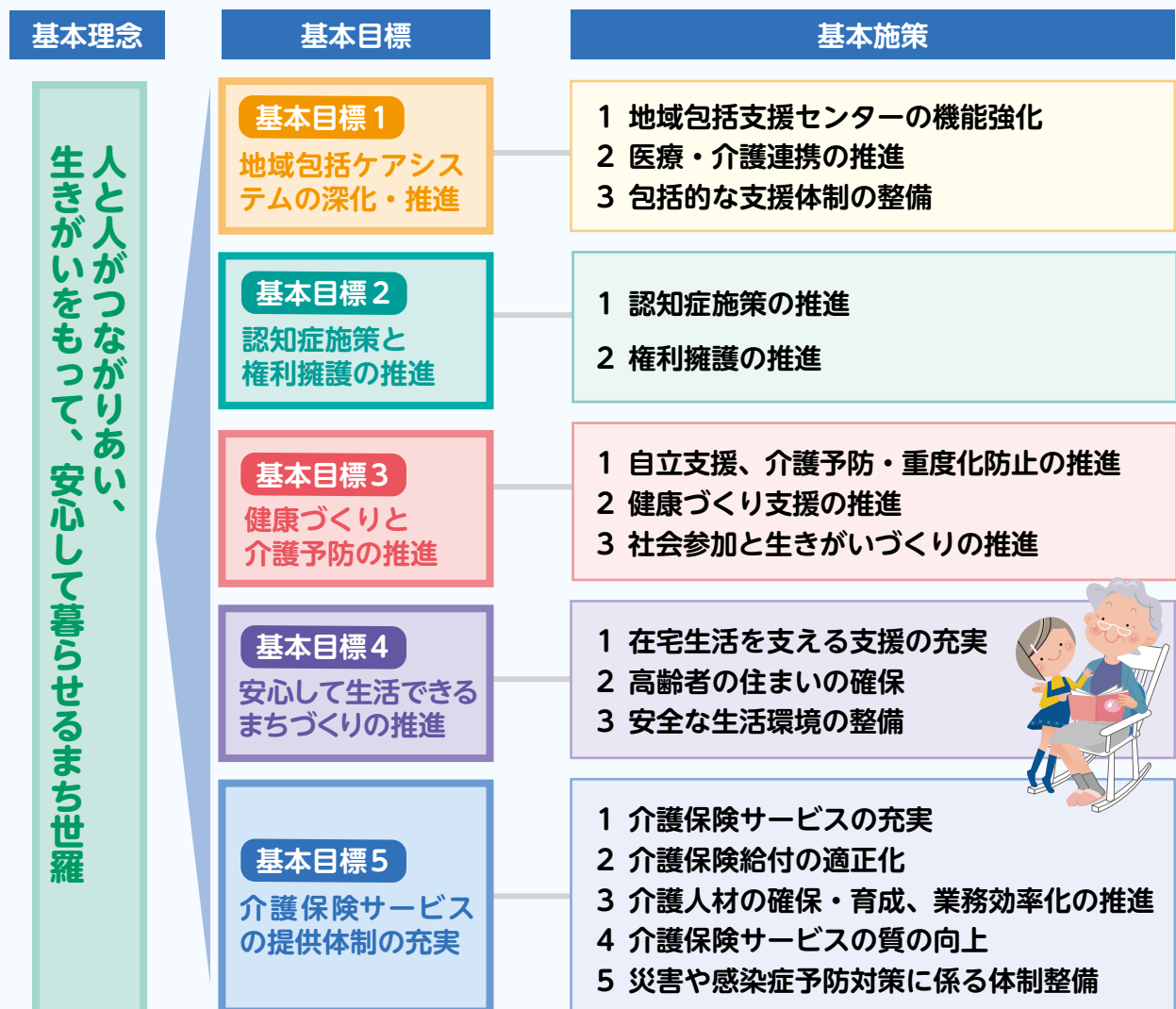
世羅町のめざす将来像

1 計画の基本理念

人と人がつながりあい、
生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅

「世羅町第2次長期総合計画」と地域共生社会の理念を踏まえ、本計画においては「人と人がつながりあい、生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅」を基本理念とし、地域の人と人がつながり、お互いが支え合い、生きがいをもって元気に毎日を過ごし、また、地域に支えられることで安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

2 計画の体系



計画の取組

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターが気軽に相談できる身近な存在となるよう、相談窓口の周知を図ります。
- 地域包括支援センターが中心的な役割を担い、地域ケア会議の充実等によって関係機関・団体等との連携を強化し、適切な支援につなぐ地域包括ケアシステムを更に深化・推進します。

2 医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携の体制強化を進めるとともに、住民の理解を促進します。
- 在宅での看取りの支援やACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及等を推進します。

ACP (アドバンス・ケア・プランニング)とは、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人やその家族、医療、ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスのことです。

3 包括的な支援体制の整備

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民の支え合いや一人ひとりの暮らしと生きがいづくりを支援します。
- 生活支援コーディネーターの機能強化を図り、住民の主体的な活動や地域団体、社会福祉法人、NPO等、多様な主体によるサービスの提供体制整備のための取組を推進します。

生活支援コーディネーターとは、地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者のことです。

* 地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口です。高齢者に関する医療・介護・福祉等の心配事や困りごとがありましたらご相談ください。

＜お問合せ先＞

世羅町地域包括支援センター
世羅町大字本郷 947
世羅保健福祉センター 福祉課
☎ 0847-25-0072



基本目標2 認知症施策と権利擁護の推進

1 認知症施策の推進

- 認知症に関する正しい知識と理解を深めるための啓発、認知症に関する相談窓口の周知を図ります。
- 関係機関等との連携を更に強化するとともに、認知症の人の介護者への支援の充実、本人及びその家族の意思を尊重した取組を推進します。

2 権利擁護の推進

- 高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けられることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに成年後見制度等の活用を促進します。
- 高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターを中心として関係機関と連携を図り、高齢者の見守り・支援体制の充実を図るとともに、地域の環境づくりを推進します。

基本目標3 健康づくりと介護予防の推進

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者が自分らしく生きがいのある生活を送ることができるよう、元気な時から健康づくりや介護予防、フレイル予防に取り組む必要性について、意識付けや啓発活動を推進します。
- 要支援状態、要介護状態になることを予防し、要介護状態の重度化を防止するため、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るとともに、PDCAサイクルに沿って効果的に推進します。

フレイルとは、高齢化に伴って、身体機能や精神機能の低下、社会とのつながりの低下によって、心身が弱った状態となることです。

PDCAサイクルとは、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返すことで業務を継続的に改善していく手法のことです。

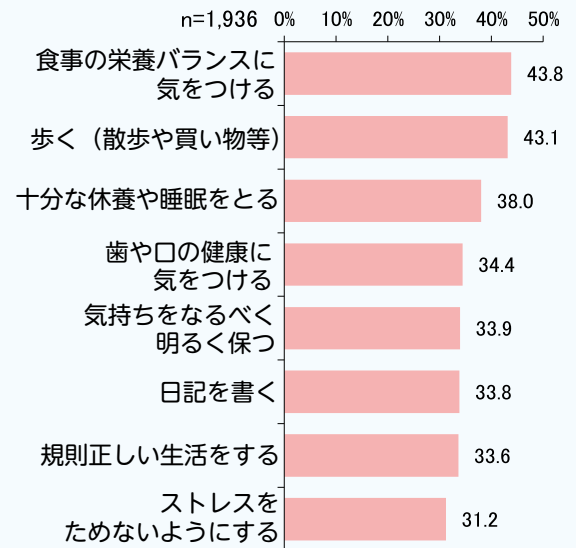
2 健康づくり支援の推進

- 生涯を通じてライフステージに応じた望ましい生活習慣を確立し、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組むとともに、地域とのつながりを重視した健康づくりを推進します。
- 高齢者の心身の特性に合わせた保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康課題解決に取り組めます。

3 社会参加と生きがいづくりの推進

- 高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、住民主体の活動の充実を促進するとともに、参加につなげる環境づくりを推進します。
- 高齢者の技能や経験、地域での活動や就労への意欲を、地域の経済や支え合いの担い手につなぐための取組の充実を図ります。

健康づくりや介護予防のために取組んでいること／上位8項目
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果)



基本目標4 安心して生活できるまちづくりの推進

1 在宅生活を支える支援の充実

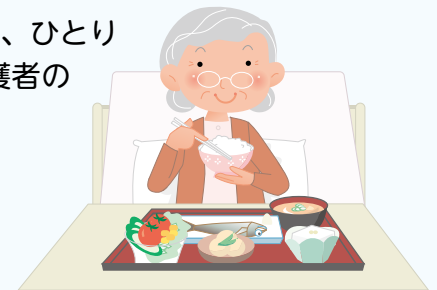
- 住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の生活を支援する取組及び介護者の負担を軽減するための支援を推進します。

2 高齢者の住まいの確保

- 高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の整備や入所相談等を実施し、居住関係施策を総合的に推進します。

3 安全な生活環境の整備

- 道路や建物、公共交通機関等において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 災害に対し、高齢者が安心して暮らせるよう、見守り・支援体制を整備します。



ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう、施設、製品、環境をデザインすることです。

基本目標5 介護保険サービスの提供体制の充実

1 介護保険サービスの充実

- 住み慣れた家庭や地域での生活を継続するために必要なサービスを、継続して確保します。

2 介護保険給付の適正化

- 適正な要介護（要支援）認定に努めるとともに、ケアプラン点検や住宅改修・福祉用具の利用状況の点検、医療情報との突合・縦覧点検等の介護給付の適正化を図ります。

3 介護人材の確保・育成、業務効率化の推進

- 地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成に一体的に取り組めます。

4 介護保険サービスの質の向上

- 介護サービス事業所の適正な指定、事業所への指導・監査の強化を図ります。

5 災害や感染症予防対策に係る体制整備

- 介護サービス事業所等と連携し、災害時のリスクの情報を共有するとともに、介護サービス事業所の災害時における業務継続計画の策定状況の確認や日頃の備えを確認し、地域での災害に対する意識の醸成等についての取組を推進します。
- 介護サービス事業所と連携を図り、感染拡大防止策の周知や感染症発生時に備えた平時からの準備の促進、感染症発生時の代替サービス確保に向けた取組を推進します。



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく計画です。

《基本理念》

**人と人がつながりあい、生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅
～つなげよう 権利擁護支援の輪～**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民の権利が守られるまちをめざします。

【主な取組】

- 権利擁護や成年後見制度について、住民の正しい理解を促すため、個別相談に応じるとともに、広報や啓発活動を推進します。
- 権利擁護業務を行う権利擁護センター(社会福祉協議会)や地域包括支援センター、各種専門職団体等と連携し、権利擁護が必要な人を成年後見制度の利用やその他の必要な支援につなげる等、包括的な支援体制の機能強化を図ります。
- 権利擁護支援の必要な人が早期から相談、対応ができる体制の整備や意思決定支援の身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援が行えるよう、地域連携ネットワークの構築を推進します。

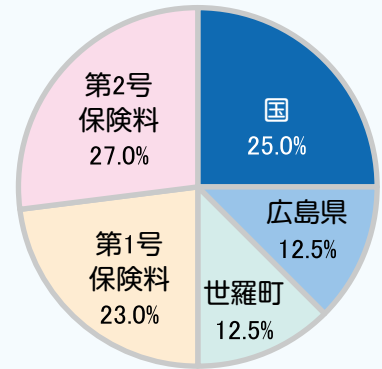
介護保険事業の推進

1 保険給付費の財源構成

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として、国、広島県、世羅町が50%を公費として負担し、残りの50%を被保険者の保険料としています。

また、被保険者の保険料のうち23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が負担することになります。

【介護給付費(居宅・地域密着型給付費)の財源構成】



第1号被保険者
保険料基準月額
5,950円

2 第1号被保険者の保険料の算定

3年間の標準給付費と地域支援事業費見込み額合計は約74億円となっており、このうち23%が第1号被保険者負担となり、準備基金等の取り崩しや調整交付金の影響等を加味した約13億円が保険料による必要な額です。これに保険料収納率を考慮し、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除した額が基準年額、12カ月で除したものが基準月額となります。

3 所得段階別保険料額の設定

本町の第9期計画期間中の所得段階別の保険料は次の通りです。

所得段階	対象者		所得等	保険料率	保険料月額	保険料年額
	町民税課税状況 世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.455 (※0.285)	2,707円 (1,696円)	32,487円 (20,349円)
第2段階	非課税	非課税	80万円以下			
第3段階	非課税	非課税	120万円以下	0.685 (※0.485)	4,076円 (2,886円)	48,909円 (34,629円)
第4段階	非課税	非課税	120万円超え	0.69 (※0.685)	4,106円 (4,076円)	49,266円 (48,909円)
第5段階	課税	非課税	80万円以下	0.90	5,355円	64,260円
第6段階	課税	非課税	80万円超え	1.00 (標準)	5,950円	71,400円
第7段階	課税	課税	120万円未満	1.20	7,140円	85,680円
第8段階	課税	課税	120万円以上210万円未満	1.30	7,735円	92,820円
第9段階	課税	課税	210万円以上320万円未満	1.50	8,925円	107,100円
第10段階	課税	課税	320万円以上420万円未満	1.70	10,115円	121,380円
第11段階	課税	課税	420万円以上520万円未満	1.90	11,305円	135,660円
第12段階	課税	課税	520万円以上620万円未満	2.10	12,495円	149,940円
第13段階	課税	課税	620万円以上720万円未満	2.30	13,685円	164,220円
第13段階	課税	課税	720万円以上	2.40	14,280円	171,360円

※公費負担による低所得者の第1号保険料軽減が実施された保険料率

※端数処理のため、数が一致しない場合があります。

■発行年月 令和6(2024)年3月 ■発行 世羅町 ■編集 世羅町福祉課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷947番地
電話番号 0847-25-0072 FAX 0847-25-0070



せら坊©世羅町